

消防用設備等の点検及び報告までの流れ



1 点検・報告をしなければならない人

- 所有者
- 管理者（ビル管理会社・建物の管理を任されている人等）
- 占有者（テナント・建物（部屋）を借りている人）



※必ず、見積もり等の確認をしたうえで、点検業者の選定を行ってください。

※事前に点検を依頼する業者と日時・手順等の打ち合わせを十分に行ってください。

2 点検を実施する人

1 延べ面積 1,000 m²以上の特定防火対象物

- ※点検資格を有する
- 消防設備士
 - 消防設備点検資格者

2 延べ面積 1,000 m²以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長の指定するもの

- ※点検資格を有する
- 消防設備士
 - 消防設備点検資格者

3 特定用途（不特定多数の者が出入する場所）が3階以上の階又は地階に存するもので直通階段が1つしかないもの（屋外階段等があれば免除。）

特定防火対象物（（16 項イ）、（16 の2）項及び（16 の3）項を除く）の用途に供される部分が、避難階以外に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が、2（屋外階段又は総務省令で定める階段にあっては、1）以上ないもの

- ※点検資格を有する
- 消防設備士
 - 消防設備点検資格者

4 ①～③に該当しないもの

- ※点検資格を有する
- 消防設備士
 - 消防設備点検資格者
 - ※防火管理者など

④の防火対象物については、点検資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者でなくても点検を実施することはできますが、消防用設備等は特殊なものであるため、消防用設備等の点検については、点検資格を有する者に依頼することが望まれます。

3 消防用設備の点検

・対象物内の利用者等に実施予定日など知らせてください。

- 機器点検・・・消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。（6ヶ月に1回）
- 総合点検・・・消防用設備等を作動又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い点検します。（年に1回）

4 点検結果報告書の作成

・実施時には立ち会い、適正な点検が行われているか確認してください。

点検結果を記入した点検結果報告書及び点検票を2部ずつ（正・副本）作成します。

5 点検結果報告の期間

- 特定防火対象物・・・1年に1回
（映画館、遊技場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院・診療所など）
- 非特定防火対象物・・・3年に1回
（工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など）

6 点検結果報告書の提出先

・点検結果は維持台帳に記録し保管してください。

防火対象物の所在地を管轄する消防署長あて2部提出してください。

なお、不備・不良箇所があった場合は、すみやかに改修してください。

